



グループ指針 行動規範

担当: 法令遵守委員会(コンプライアンス・ボード)

2024年11月1日現在



「ケルバーグループの基本理念と企業としての価値観 (Fundamentals and Corporate Values of the Körber Group / Grundsätzen und Unternehmenswerten des Körber-Konzerns)」に述べられている通り、我々にとって世界中何処でも現地で適用されている法律と規則を遵守することは自明である。ケルバー株式会社の取締役会は、持続的な経済的成功はこの基本理念と企業としての価値観から分離できるものではないと確信している。この基本理念と企業としての価値観のほか下記の行動規範はビジネスパートナーと社員並びに我々が活動する各国の社会と環境に対する行動姿勢として基準でなければならない。従って、ケルバーグループの社員、役員およびグループ企業は各自が担当する業務において、すべての適用法および高い倫理基準を遵守する義務がある。この点において、ケルバーグループは特に国際連合のグローバルコンパクトに含まれる世界人権宣言および原則を指標とする。

1. 適用範囲と社員の責任

この行動規範はケルバーグループに属するすべての社員、役員および企業（以下総称して社員と呼ぶ）に対して適用される。

各社員は自己責任で各自の業務に拘わる法律、規則および社内規定について情報を入手する義務がある。疑問がある場合はケルバーグループの担当部署に問い合わせること。社員は行動規範に関する研修に参加する義務がある。

2. 倫理的行動と適用法の遵守

各社員は高水準の倫理的基準および適用される国内外の法律を遵守する義務がある。各社員はすべての行動およびビジネス関係において公平性、尊敬かつ信頼性のある行動をとり、またケルバーグループの名声を維持するとともにより高めるように努力すること。

各社員は人権を尊重し、人権保護を積極的に支援する義務がある。各社員は、自身が人権侵害に加担しないことを心がけること。

性別、年齢、人種、肌の色、民族、国籍、宗教、世界観、性自認、性的指向、家族身分、障害およびその他の法律で保護されている特性に対する差別、嫌がらせ、または不正な行為は一切禁止する。

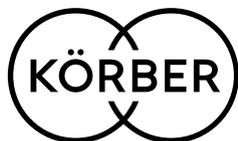
子供の雇用や強制労働は一切禁止であり、国内法または国際協定に反する労働条件または取り扱い方も禁止されている。結社の自由および団体交渉の権利は認められている。

3. 環境保護

環境保護はケルバーグループにとって大変重要な課題である。従って資源と有害物は責任を持って取り扱い、環境に優しい技術の開発と普及を心がける。

4. 企業資産の保護

各社員は企業資産の誤用や損失がないように保護すること。企業資産は基本的に業務目的だけに使用するものであり、例外は個人的使用が許可されている場合のみに制限される。各社員はケルバーグループの知的財産権、例えば特許権、商標権又はノウハウを侵害や損失から保護すること。他社の知的財産権は尊重すること。



5. 情報の取り扱い

企業秘密とその他の重要な情報は機密に取り扱い、権限のない人間から保護すること。このことは発明やその他のノウハウにも適応される。企業秘密とその他の重要な情報に関与する社員は権限なくこの情報を第三者へ与えたり、または業務目的以外に使用してはならない。

業務用の書類と IT システムは権限のない第三者から保護すること。個人データを現データ保護規則に基づいて集積し、また利用、保存することは可能である。

6. 競争行動

独占禁止法はすべての市場参加者の為に自由で偽りが無い競争を確保し維持することを目的とする。

従って、各社員は適用される独占禁止法と競争を規制するその他の法律を遵守する義務がある。

7. 賄賂

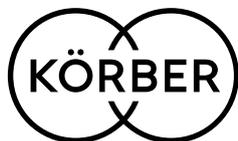
国内、国外の如何なる業務活動においても脅迫および買収を含む賄賂は禁止である。我社は法律に違反して達成できるビジネスや社内目標は放棄する。特に下記の項目は禁止である：

- 国内又は国外の公務員に対して、公職務の優先処理又は不履行の代償として個人的、経済的、又はその他の優遇を提供または約束すること、またはこれを許可すること。
- 国内又は国外の会社の社員又は代理人に対して個人的、経済的、又はその他の優遇を提供または約束すること、またはこれを許可すること。
- 例えば家族の人、友人、業者、アドバイザー又は仲介者等、他者の援助を得て賄賂行為を実行すること。
- 他の人間の不法な行為を支援すること。
- ビジネスパートナー又はその社員に個人的、経済的、又はその他の優遇を要求したり受領すること。

上記の禁止項目で対象外は、通常の商慣習上の範囲で法律に反しない程度のビジネスパートナーとの業務上の付き合いで行われるお土産と接待。

8. 利益相反

ケルバークループの社員は利益相反になると思われる行為を避ける義務がある。身近な関係を持つ人間（例えば配偶者、同棲者、親戚又は友達）への発注や、または身近な関係を持つ人間が意思決定権を持つ担当者である場合又は当部署で大きく関与している会社、または交渉パートナーとして交渉に参加する場合は基本的に発注するべきでない。



9. 資金洗浄対策

ケルバーグループは、法的規則に準じて営業し、また不法な金融資金を取り扱わない真面目なビジネスパートナーとのみ業務を行う。各社員は資金洗浄法を遵守し、資金洗浄の疑いが見られる場合は即時に届け出ること。

10. 輸出管理規定および制裁に関する規定の遵守

各社員は、安全上および外交上の理由から自由貿易を制限するあらゆる規定と法律を遵守すること。国、組織および人に対する輸出の禁止、制限および制裁措置は、支払方法の制限も含め、例外なく従うものとする。

11. 施行

ケルバーグループは行動規範が遵守されるように積極的に道徳上の責任感を持ち対応する。ケルバーグループのすべての社員はこの規範を支援すること。この規範に反する行動は即刻修正すること。違反行為は適正な懲戒処分となり、最悪の場合は雇用関係の即時解雇と損害賠償請求という処分になる。

12. コンプライアンス違反の報告

ケルバーグループでは、相互信頼に基づくオープンな企業文化を形成することが非常に重視される。コンプライアンス上のリスクが潜在しているという懸念がある場合、各社員は、上司や担当地域の経営陣といった通常の報告相手、ならびにコンプライアンス担当役員に相談することができる。これは、コンプライアンス違反の疑いを報告したいと考えているビジネスパートナーやその他の人々にも適用される。また、前述のすべての人物は、人権侵害、汚職、競争における行動、企業資産の保護にまつわる行動規範の重大な違反に関する具体的な情報を提供するため、ケルバーホームページの問い合わせフォーム www.koerber.com/en/compliance-and-code-of-conduct/reporting-of-compliance-violations を使用することができる。その際、情報提供を匿名で行うことも可能である。

さらに、ケルバーグループおよびその関連企業は、内部告発者の保護に関する国内法を適用するため、法律違反の可能性に関する情報を報告するための中央および地方報告窓口を設置している。

13. 行動規範の改訂

この行動規範は、今後の進展に沿って改訂される場合がある。必要に応じてこの行動規範の中から項目を選択して施行規定を發布する。行動規範ならびにその施行規定の有効性および適時性は少なくとも年に1回、ならびに重大な違反が発覚した際に、各項目を担当するケルバーグループの中央機関により、確認・検証される。

ケルバー株式会社

取締役会